

## ワーキング・グループ（WG）の設置について新旧対照表（傍線部分は改正部分）

## ○ワーキング・グループ（WG）の設置について

改正後	現 行
<p data-bbox="300 292 969 323">ワーキング・グループ（WG）の設置について</p> <p data-bbox="165 379 1106 504">次世代ヘルスケア産業協議会にワーキング・グループ（以下「WG」という。）を設置する。WGの運営については、以下に定めるところによるものとする。</p> <ol data-bbox="165 603 1106 1262" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="165 603 1106 683">1. 設置するWGは「<u>新事業創出WG</u>」、「<u>健康投資WG</u>」、「<u>未来イノベーションWG</u>」とする。</li> <li data-bbox="165 738 595 770">2. WGは原則、公開とする。</li> <li data-bbox="165 826 1106 951">3. WGの資料及び議事要旨は原則として公表する。ただし、WGの主査が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。</li> <li data-bbox="165 1007 947 1038">3. WGの委員は、代理人を出席させることができる。</li> <li data-bbox="165 1094 1106 1174">4. WGの庶務は、内閣官房健康・医療戦略室、厚生労働省の協力を得て、経済産業省において処理する。</li> <li data-bbox="165 1230 1106 1262">5. 上記のほか、WGの運営に関し必要な事項は、<u>主査</u>が定める。</li> </ol>	<p data-bbox="1272 292 1942 323">ワーキング・グループ（WG）の設置について</p> <p data-bbox="1131 379 2072 504">次世代ヘルスケア産業協議会にワーキング・グループ（以下「WG」という。）を設置する。WGの運営については、以下に定めるところによるものとする。</p> <ol data-bbox="1131 603 2072 1262" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1131 603 2072 683">1. 設置するWGは「<u>事業環境WG</u>」、「<u>品質評価WG</u>」、「<u>健康投資WG</u>」とする。</li> <li data-bbox="1131 738 1599 770">2. WGは原則、<u>非公開</u>とする。</li> <li data-bbox="1131 826 2072 951">3. WGの資料及び議事要旨は原則として公表する。ただし、WGの主査が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。</li> <li data-bbox="1131 1007 1917 1038">3. WGの委員は、代理人を出席させることができる。</li> <li data-bbox="1131 1094 2072 1174">4. WGの庶務は、内閣官房健康・医療戦略室、厚生労働省の協力を得て、経済産業省において処理する。</li> <li data-bbox="1131 1230 2072 1262">5. 上記のほか、WGの運営に関し必要な事項は、<u>WG</u>で定める。</li> </ol>